

# 入札・契約制度の改正について

平成26年4月1日から

本市が発注する公共工事のより適正な施工を目指し、以下のとおり前金払制度を改正し、また、中間前金払制度を導入いたします。

## 1 前金払制度の改正

前金払制度の改正		
種別	割合	
土木建築に関する工事	改正前	請負金額の10分の4以内（ただし、1億5千万円を超える部分については10分の3以内）
	改正後	請負金額の10分の4以内
土木建築に関する設計等	改正前	請負金額の10分の3以内（ただし、1億5千万円を超える部分については10分の2以内）
	改正後	請負金額の10分の3以内

※前金払は請負金額が500万円以上のものが対象となります。

## 2 中間前金払制度の導入

以下のいずれにも該当する工事について、請負金額の10分の2を限度として中間前払金を支払います。

- (1) 前金払を受けている工事。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了していること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に該当すること。

※請求方法などは、瀬戸市ホームページ「入札・契約・検査」>「入札制度」>「前金払制度」に掲載の要綱等でご確認ください。